

保有個人情報の開示請求時における本人確認書類（各種被保険者証）について

個人情報の保護に関する法律施行令の改正（令和6年12月2日）により、「健康保険の被保険者証」が、開示請求等をする方の提出する本人確認書類から削除されましたが、令和7年12月1日までの間において、有効な「健康保険の被保険者証」などの各種被保険者証は、引き続き本人確認書類として取り扱います。

開示請求の手続を行う際は、開示請求書「本人確認等」欄の「その他」をチェックし、お持ちの被保険者証の種類を記入します。

※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に各医療保険者から順次交付される「資格確認書」についても、同様の取扱いです。

○参考：開示請求書「本人確認等」欄のイメージ

本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

個人番号カード

運転免許証

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（例：健康保険の資格確認書、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証 等）

※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。